

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職種・職の概要	非常勤医師送迎車運転専門員 地域の皆様から信頼され親しまれる病院運営のため、安全で安心な医療を提供するため、非常勤医師の送迎にかかる公用車運転業務を円滑に行うこととして設置する職です。非常勤医師の自宅及び所属医療機関と市立三次中央病院との間の送迎を担います。
募集人数	パートタイム（日々雇用）：1人
申込受付期間	令和8年2月5日（木）午前8時30分から 令和8年2月13日（金）午後5時00分まで
業務内容	非常勤医師の自宅及び非常勤医師が属する病院から市立三次中央病院までの間、または市立三次中央病院から非常勤医師の自宅及び非常勤医師が属する病院まで間について送迎するための公用車の運転業務
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 2 病院企画課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで）の勤務が可能である人 3 普通自動車運転免許（A T限定可）を有する人 4 運転業務に必要な経験と技術を有する人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 <ul style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（非常勤医師送迎車運転専門員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 <p>※提出された書類等はお返しません。</p>
試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 申込日現在において三次市会計年度任用職員（日々雇用）の非常勤医師送迎車運転専門員として任用されており、令和8年2月末日までの間において1か月を超える勤務実績がある人 <u>これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。</u> ※面接試験は実施しません。 2 試験1の要件に該当しない人

	<u>面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分）</u> ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。	
審査・ 合格～登録	審査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和8年2月27日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用	非常勤医師の送迎を必要とする場合に任用することとし、任用の際は、病院企画課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	市立三次中央病院のほか、非常勤医師送迎区間の範囲内
	勤務時間	1日につき7時間45分まで ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有 ※6時間を超える勤務を要する場合は、休憩時間60分有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	特殊又は専門的な職 時間額 1,834円
	手当制度	時間外勤務報酬、通勤手当（費用弁償）ほか
	福利厚生	災害補償
	服務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
申込・ 問合せ先	分限・懲戒	
	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。